

柏市上下水道局

業務継続計画

新型インフルエンザ等対策編

令和4年4月
柏市上下水道局

内容

I. はじめに	2
II. 「柏市水道事業新型インフルエンザ等対策本部」の設置	3
(1) 本部職員の構成	3
III. 発生段階ごとの考え方について	5
IV. 優先業務について	6
V. 特定接種について	10
VI. 計画の見直しについて	11

1. はじめに

水道事業者として、いかなる状況下においても、水を安定的かつ適切に供給することは欠くことはできない責務である。

このことは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の第五十二条2項においても記載されていることであり、柏市上下水道局としても最重要であると考えます。

本市においては、平成26年8月に「柏市新型インフルエンザ等対策行動計画」が策定された。

この「柏市新型インフルエンザ等対策行動計画」の中に、「緊急事態宣言がされている場合の措置」として「(6) 市民生活及び市民経済の安定確保」が掲げられており、「水の安定供給」について明記されている。

このことを受け、本書「柏市上下水道局業務継続計画（BCP）」をここに策定する。

新型インフルエンザの発生時には、この計画に沿って行動することにより、一水道事業者としての責務を果たすことができると考える。

11. 「柏市水道事業新型インフルエンザ等対策本部」の設置

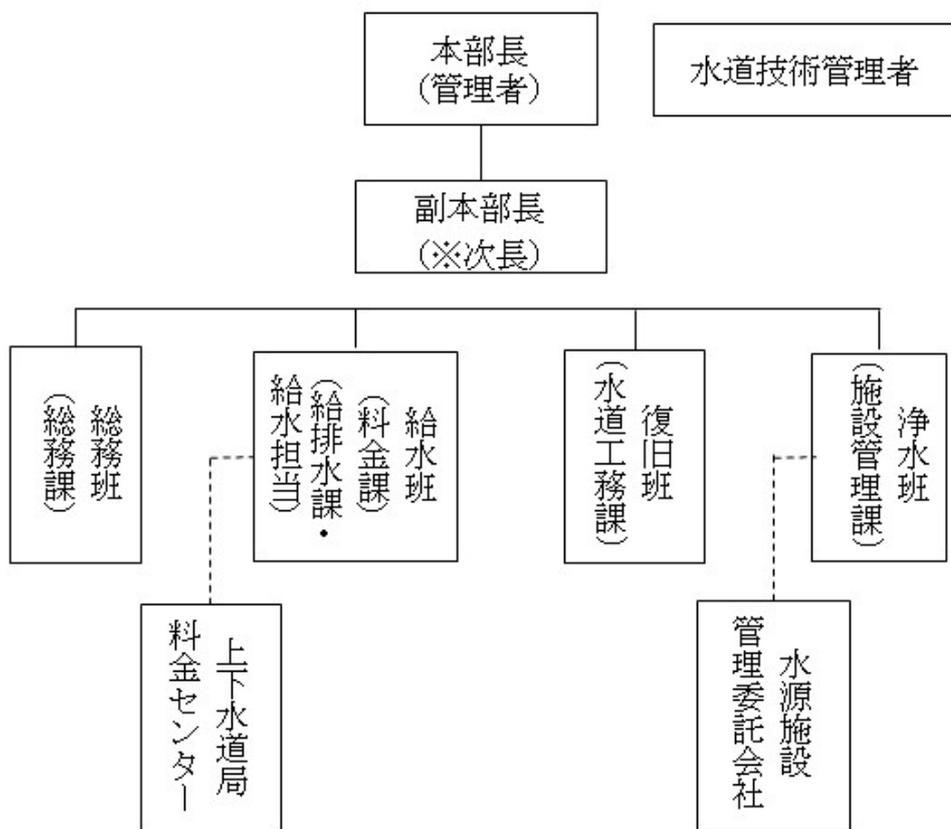
新型インフルエンザ等が発生した場合，若しくは今後発生する恐れがある場合は，対策行動を組織化するため，「柏市水道事業新型インフルエンザ等対策本部（以下水道本部という）」を設置するものとする。

なお，本部の設置については，「柏市上下水道局災害対策本部設置要綱」に基づき行うものとする。

（1）本部職員の構成

水道本部に本部長（上下水道事業管理者（以下管理者という）），副本部長（次長※），水道技術管理者（施設管理課長），班長（各課長），班員（各課職員）を置く。

図1 柏市水道事業新型インフルエンザ等対策本部組織図



※次長の配置がない場合は，総務課長とする。

※各班に可能な場合下記の職員を充てる。

総務班：経営企画課職員

給水班：給排水課排水担当職員

復旧班：下水道工務課職員

(2) 本 部 職 員 の 職 務

水道本部における各体制の分掌事務は、以下のとおりとする。

表 1 柏市水道事業新型インフルエンザ等対策本部事務分掌表

体制 / 班	役職 / 担当	分掌事務
本部長	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道本部の事務統括 ・ 対策方針の決定，総合指令
副本部長	次長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長の補佐，職務代理 ・ 対策方針の決定事項の総合調整
水道技術管理者	施設管理課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部会議の方針による給水維持等の措置を講ずる
総務班	総務課職員 (経営企画課職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部の事務 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 広報活動の統括 ・ 事業継続計画の策定 ・ 職員等の感染予防措置 ・ 他の班に属さない事務
給水班	料金課職員・給排水課給水担当職員(排水担当職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業継続計画の策定 ・ 他の班への応援
復旧班	水道工務課職員 (下水道工務課職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業継続計画の策定 ・ 管路の維持 ・ 他の班への応援
浄水班	施設管理課職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業継続計画の策定 ・ 水源施設の運転管理，点検

III. 発生段階ごとの考え方について

(1) 発生段階とは

新型インフルエンザ等の発生は、突発的な対応を強いられる震災や断水と異なり、渇水時のように、段階的な状態に応じて整理して、対策を取ることができると考えられている。

そこで、柏市上下水道局では、平成26年8月に「柏市新型インフルエンザ等対策行動計画」が策定された発生段階と状態に準拠する。

表2 発生段階ごとの状態

発生段階		状態
未発生期		新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期		海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期		国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期		国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態
	県内・市内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（国内感染期のうち、県内で感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期）
小康期		新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

(2) 発生段階別の対応について

新型インフルエンザ等の発生段階の状態に合わせて、情報連絡体制等、事業継続計画等、職員の感染要望措置等を変更しながら、最善の対応をしていかなければならない。

表 3 発生段階別の対応

項目	未発生期	海外発生期	国内発生期	県内・市内発生期	小康期
対策会議の設置	対策会議設置に向けた準備	対策会議の設置			
情報連絡体制の整備	情報連絡体制の準備に向けた準備	情報連絡体制の構築			
情報収集	情報収集				
計画全般	計画策定	計画の実行			
優先業務の選定	優先業務の再整理		優先業務の実行		
要員の確保	要員リストの作成		要員確保の開始		
委託企業等の連携	委託企業との連携体制整備		委託企業等との連携		
必要な物資の確保	・浄水施設における物資の確認， ・マスク等の備蓄				
各種広報活動	・情報提供の準備 ・想定問答の作成	問合せ対応	・水道水への安全性の情報提供		
感染予防措置	職員に対する教育，啓発	・職員への情報提供 ・感染への徹底 ・海外渡航の中止等			
職員が罹患した場合の対応	サービス関係の整理		職員へ通知		

IV. 優先業務について

優先業務とは、発生段階・各班の職員の出勤状況等に応じて、内容の縮小、先送り・休止することを行わない業務、つまり水道を供給するにあたり、最低限実施しなければならない業務のことを指す。

そこで、各班の業務における位置づけ、遂行するための最少必要人数は、以下のように考える。

※ここでの人数は、平成30年4月1日のものである。

■ 業務の優先リスト（総務班）

最少必要人数：7名	
業務内容	備考
1. 継続しなければならない業務	
① 継続業務	
・ 職員のサービス，給料	
・ 物品の発注契約	
・ 収納，支払い	
・ IT関連保守業務	
・ 市民からの問合せ	
② 縮小可能な業務	
・ 庁舎管理	巡回等頻度の減
・ 予算編成，決算報告	時期により先送り可
・ 照会文書の回答	緊急要件以外は先送り可
2. 先送り・休止可能な業務	
・ 職員研修	
・ 広報啓発活動	施設見学，出前講座等
・ 中長期計画の検討	
・ 調査，統計	
3. 新たに発生する業務	
・ 対策本部の運営	
・ 業務継続計画の策定	
・ 代替要員の確保	
・ 各種広報活動	
・ 職員等の感染予防措置	

■ 業務の優先リスト（浄水班）

最少必要人数：24人	
業務内容	備考
1. 継続しなければならない業務	
① 継続業務	
・ 浄水場等の運転管理	特に薬品等の在庫管理に注意を要する
・ 水質管理	末端残留塩素管理を含む
② 縮小可能な業務	
・ 施設の巡回・点検等	点検等頻度の減
・ 水質計器等の点検	点検等頻度の減
・ 施設の工事	運転に影響ないものは、先送り可
2. 先送り・休止可能な業務	
・ 施設見学	
・ 拡張改良・工事の設計	
・ 更新及び補修計画	
3. 新たに発生する業務	
・ 業務継続計画の策定	
・ 代替要員の確保	
・ 職員等の感染予防措置	

■ 業務の優先リスト（復旧班）

最少必要人数：31人	
業務内容	備考
1. 継続しなければならない業務	
① 継続業務	
・ 給配水管の漏水修繕工事	
・ 給水装置工事の設計審査，工事検査	
・ 計画配水作業	停滞水対策
② 縮小可能な業務	
・ 漏水調査	漏水の疑いのある箇所以外
・ 施設・管路の点検	点検等の頻度の減
・ 拡張・改良工事	工事中のもので一時中止困難なもの以外
・ 他企業立会い	他企業の業務継続に関わるもの以外
2. 先送り・休止可能な業務	
・ 拡張・改良工事の設計	
・ 更新及び補修計画	
・ 貯水槽水道に係る業務	
3. 新たに発生する業務	
・ 業務継続計画の策定	
・ 代替要員の確保	
・ 職員等の感染予防措置	

■ 業務の優先リスト（給水班）

最少必要人数：100人	
業務内容	備考
1. 継続しなければならない業務	
① 継続業務	
・ 電話受付業務	
・ メータ開栓作業	
・ 水道料金等の請求・徴収	
・ 電算処理	
② 縮小可能な業務	
・ 窓口受付業務	受付時間の短縮
・ 滞納整理業務のうち料金督促	
・ 検針事務	保留解決等の先送り
2. 先送り・休止可能な業務	
・ 滞納整理業務のうち給水停止	
3. 新たに発生する業務	
・ 業務継続計画の策定	
・ 代替要員の確保	
・ 職員等の感染予防措置	

V. 特定接種について

柏市上下水道局の業務継続とは別に、水道の供給を維持する最低限の人員を確保する必要がある。

そこで、特定接種と呼ばれる、新型インフルエンザ等が発生した場合に、予防接種が受けれるような制度があり、柏市水道部として申請を行った。

平成28年6月の申請の際、水道部職員の人数は、合計で34人であり、別表のとおりである。

ただ、実際の特定接種の対象、接種総数、接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断し、基本的対処方針によって決定される。

そのため、厚生労働大臣の登録を受けたからといって、必ずしも特定接種の実施対象となるわけではないことは留意する必要がある。

■ 特定接種の申請人数の内訳

課名	人数	選定理由等
総務課	0人	
給水課	4人	検査職員
配水課	4人	漏水修繕に伴う緊急工事要員
浄水課	26人	
合計	34人	小数点以下は、切り上げ

VI. 計画の見直しについて

本計画は、必要に応じて適時見直す必要がある。

「柏市新型インフルエンザ等対策行動計画」等の上位計画が見直しがあつた場合、新型インフルエンザ等に対する新しい知見が得られた場合、訓練等を通じて新しい課題が明らかになった場合等には、速やかに計画を見直し、さらに堅実なものへとする。